

令和6年第3回(9月)定例会

御杖村議会会議録

令和6年9月 5日開会

令和6年9月17日閉会

御杖村議会

◎目 次

第1号（9月5日）	－1－
◎議事日程	－2－
◎本日の会議に付した事件	－3－
◎出席議員（5名）	－3－
◎欠席議員（1名）	－3－
◎会議録署名議員	－3－
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	－3－
◎職務のため議場に出席した事務局職員	－3－
◎〔発言記録〕	－4－
◎開会及び開議の宣告	－4－
◎会議録署名人の指名	－4－
◎会期の決定	－4－
◎諸般の報告（議会運営委員会）	－4－
◎諸般の報告（例月出納検査）	－5－
◎諸般の報告（宇陀衛生一部事務組合議会）	－5－
◎諸般の報告（奈良県広域消防組合議会）	－6－
◎諸般の報告（桜井宇陀広域連行議会）	－6－
◎行政報告	－7－
◎一般質問	－8－
福田議員「小中学校入学時の支援について」	－8－
寺前議員「スマート農業推進と大型ドローン使用について」	－9－
◎議案第37号御杖村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－11－
◎議案第38号御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－12－
◎議案第39号一般X線撮影装置物品売買契約の締結について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－13－
◎議案第40号奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－14－
◎議案第41号奈良広域水質検査センター組合規約の変更について、議案第42号奈良広域水質検査センター組合の解散について、議案第43号奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について 〔一括上程、一括説明、一括質疑〕	－15－
◎議案第41号奈良広域水質検査センター組合規約の変更について 〔討論、採決〕	－16－
◎議案第42号奈良広域水質検査センター組合の解散について 〔討論、採決〕	－17－
◎議案第43号奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について 〔討論、採決〕	－17－

◎議案第44号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—17—
◎議案第45号令和6年度御杖村一般会計補正予算(第2号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、付託]	—18—
◎議案第46号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、付託]	—19—
◎議案第47号令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算(第2号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、付託]	—19—
◎休憩【午前11時15分】	—20—
◎再会【午前11時20分】	—20—
◎認定第1号令和5年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和5年度御杖村介護特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
[上程、説明、一括総括的質疑、付託]	—20—
◎同意第3号教育長の任命につき同意を求めることについて	
[上程、説明、採決]	—25—
◎報告第2号継続費精算報告書について	
[上程、報告、質疑]	—25—
◎報告第3号令和5年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告について	
[上程、報告、質疑]	—26—
◎散会の宣言	—28—
第2号（9月17日）	—29—
◎議事日程([審議結果])	—30—
◎本日の会議に付した事件	—30—
◎出席議員(7名)	—30—
◎欠席議員(0名)	—30—
◎会議録署名議員	—30—
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	—30—
◎職務のため議場に出席した事務局職員	—31—
[発言記録]	—32—
◎開議の宣言	—32—
◎議案第45号令和6年度御杖村一般会計補正予算(第2号)の議定について、議案第46号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について、議案第47号令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算(第2号)の議定について	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	—32—
◎議案第45号令和6年度御杖村一般会計補正予算(第2号)の議定について	
[討論、採決]	—33—

◎議案第46号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について	
[討論、採決]	— 33 —
◎議案第47号令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算(第2号)の議定について	
[討論、採決]	— 33 —
◎認定第1号令和5年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和5年度御杖村介護特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	— 34 —
◎認定第1号令和5年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	— 35 —
◎認定第2号令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	— 35 —
◎認定第3号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	— 35 —
◎認定第4号令和5年度御杖村介護特別会計歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	— 36 —
◎認定第5号令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	— 36 —
◎発委第5号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)	
[上程・採決]	— 37 —
◎発委第6号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)	
[上程・採決]	— 37 —
◎閉議及び閉会の宣言	— 37 —
◎議事録署名	— 39 —

(令和6年9月5日)

令和6年第3回(9月)御杖村議会定例会(第1号)

令和6年9月5日(木)

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

・議会運営委員会	8月20日
・例月出納検査	5月・6月・7月分
・宇陀衛生一部事務組合議会	7月 5日臨時会
・奈良県広域消防組合議会	7月11日臨時会
・桜井宇陀広域連合議会	7月26日臨時会

第4 行政報告

第5 一般質問

第6 議案第37号〔原案可決〕

御杖村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第38号〔原案可決〕

御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第39号〔原案可決〕

一般X線撮影装置物品売買契約の締結について

第9 議案第40号〔原案可決〕

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

第10 議案第41号〔原案可決〕

奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

第11 議案第42号〔原案可決〕

奈良広域水質検査センター組合の解散について

第12 議案第43号〔原案可決〕

奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について

第13 議案第44号〔原案可決〕

御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について

第14 議案第45号〔予算決算委員会付託〕

令和6年度御杖村一般会計補正予算(第2号)の議定について

第15 議案第46号〔予算決算委員会付託〕

令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について

第16 議案第47号〔予算決算委員会付託〕

令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算(第2号)の議定について

第17 認定第1号〔予算決算委員会付託〕

令和5年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について

第18 認定第2号〔予算決算委員会付託〕

令和5年度御杖簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第19 認定第3号〔予算決算委員会付託〕

令和5年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第20 認定第4号 [予算決算委員会付託]

令和5年度御杖村介護特別会計歳入歳出決算の認定について

第21 認定第5号 [予算決算委員会付託]

令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第22 同意第3号 [原案同意]

教育長の任命につき同意を求めることについて

第23 報告第2号 [報告済]

継続費精算報告について

第24 報告第3号 [報告済]

令和5年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する
点検・評価の報告について

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(6名)

議長	山岡隆良君	1番	福田麻衣子君
2番	寺前伊平君	4番	廣口芳弘君
5番	葛城昌俊君	6番	古川芳明君

◎欠席議員(1名)

8番 松岡一生君

◎会議録署名議員

1番 福田麻衣子君 2番 寺前伊平君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
教育長	鈴木泰弘君
副村長	中嶋英樹君
総務課長	今井智君
むらづくり振興課長	片岡保昌君
産業建設課長	中村康幸君
住民生活課長	仲子雄史君
政策推進課長	古谷匡敏君
保健福祉課長	川上隆二君
会計管理者	松本慶一君
教育委員会事務局次長	古谷依子君

◎職務のため議場に参加した事務局職員

事務局長 森本成則君

散会 午後12時04分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(山岡隆良君):皆さん、おはようございます。令和6年第3回定例会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。なお、本日の会議に際し、8番松岡議員より入院治療のため欠席届が出ております。ただ今の出席議員は6名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の令和6年第3回御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から、開会致します。ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(山岡隆良君):本日の議事日程は、配布済み日程第1号のとおりとします。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、1番福田麻衣子君、2番寺前伊平君を指名します。

◎会期の決定

○議長(山岡隆良君):次に、日程第2、会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの13日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月17日までの13日間と決定しました。

◎諸般の報告(議会運営委員会)

○議長(山岡隆良君):次に、日程第3、諸般の報告を行います。はじめに、8月20日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長の松岡一生君が欠席ですので、副委員長の古川芳明君よろしくお願います。

○議会運営委員会副委員長(古川芳明君):議長。6番古川。

○議長(山岡隆良君):古川副委員長。

○議会運営委員会副委員長(古川芳明君):それでは、松岡委員長が欠席されていますので、私副委員長の古川が報告させていただきます。それでは、8月20日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。当日は、全委員出席のもと、令和6年第3回、9月定例会の運営について協議をしました。まず、会期及び会期中の日程について協議を行い、会期を9月5日から17日までの13日間とし、会期中の日程については、9月5日午前10時開会、全員協議会を9月6日午前9時半開会、予算決算委員会を9月12日午前9時半開会、続会議を9月17日午前10時開会と決定いたしました。また、一般質問については、通告締切を8月26日とし、質問日は、

9月5日の開会日と決定いたしました。次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を行いました。協議の結果であります、村長提出の補正予算3件及び決算認定5件の計8案件については、予算決算委員会へそれぞれ付託することとし、条例2件、契約1件、規約2件、解散1件、財産処分1件、計画1件、同意1件の計9案件については、開会日に即決することと致しました。また、継続費精算報告及び令和5年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検、評価の報告については、開会日報告と致しました。なお、本定例会において、むらづくり委員会の開催日程が削除されたことから、むらづくり委員会廣口委員長より、次回定例会開会まで、むらづくり委員会の閉会中における継続調査の申し出をすることについて諮られ、続会日に提出することと決定されました。最後に、次回令和6年第4回定例会の会期を検討するため、継続調査申出書を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(山岡隆良君):古川副委員長、ご苦勞様でした。

◎諸般の報告(例月出納検査)

○議長(山岡隆良君):次に、監査委員より例月出納検査について、5月から7月分の検査報告をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)

○議長(山岡隆良君):次に、7月5日に開催されました宇陀衛生一部事務組合議会臨時会の報告を求めます。派遣議員を代表して、1番、福田麻衣子君よろしくお願ひします。

○1番(福田麻衣子君):はい、議長。

○議長(山岡隆良君):福田議員。

○1番(福田麻衣子君):宇陀衛生一部事務組合議会報告。去る7月5日金曜日、午前10時から、令和6年宇陀衛生一部事務組合議会第1回臨時会が、宇陀市人権交流センター大会議室で開催されました。組合議会議員14名全員出席で、御杖村からは、寺前議員とわたくし福田が出席いたしました。当日は組合管理者、金剛宇陀市長の招集あいさつ後、議事日程に基づき、仮議席の指定、議長の選挙、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、そして副議長の選挙が行われました。会期については、議事終了までと決定され、議長には宇陀市の多田(ただ)議員が選出され、また副議長には東吉野村の辻本議員が選出されました。付議された案件は、専決処分の承認案件3件、補正予算案件1件及び同意案件1件であります。専決処分の承認案件3件ありますが、まず1件目の承認第2号、宇陀衛生一部事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例では、職員の賠償責任の決定等に係る上位法が改正されたもので、質疑もなく全会一致で承認されました。次に2件目の承認第3号、宇陀衛生一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例では、これも上位法の改正によるもので、質疑もなく全会一致で承認されました。そして3件目の承認第4号、宇陀衛生一部事務組合技能労務職員の給与に関する条例の一部を改正する条例では、会計年度任用技能労務職員に対しても勤勉手当を追加するもので、質疑もなく全会一致で承認されました。つづいて、令和6年度宇陀衛生一部事務組合

一般会計補正予算第1号では、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,395千円が増額され、総額を歳入歳出それぞれ111,839千円とするものです。補正の内容は、人事院勧告による人件費増額にかかるもので、質疑もなく全会一致で可決されました。なお、御杖村の負担額は265千円の増額となりました。最後に、同意第5号、宇陀衛生一部事務組合監査委員の選任同意については、曾爾村の田中議員が7月4日をもって任期満了となることから、後任にわたくし福田の組合監査委員に選任いただくにあたり同意が求められ、全会一致で同意をいただき、午前11時に閉会致しました。以上、簡単ではありますが、宇陀衛生一部事務組合議会の報告といたします。

○議長(山岡隆良君):福田議員、ご苦勞様でした。

◎諸般の報告(奈良県広域消防組合議会)

○議長(山岡隆良君):次に、7月11日に開催されました、奈良県広域消防組合議会臨時会の報告を求めます。派遣議員、2番寺前伊平君よろしくお願ひします。

○2番(寺前伊平君):はい。

○議長(山岡隆良君):寺前議員。

○2番(寺前伊平君):奈良県広域消防組合議会の令和6年第1回臨時会が7月11日に橿原市内の同組合消防本部で開かれ、同組合議会議員の寺前が出席いたしましたので、臨時会の報告をさせていただきます。臨時会には奈良市、生駒市のこの両市を除く加盟の市町村議会から25人が出席しました。管理者の亀田忠彦橿原市長による招集あいさつに引き続き、議長、副議長の選挙と議会運営委員会の委員が選任され、新たに議長に選ばれた南満御所市議会議長の議事進行で始まりました。なお、奈良県広域消防組合議会議員及び役員名簿は、事前にお手元に配布させていただきましたので、ご確認下さい。まず、天理市、宇陀市消防署で今年に入って起きた、消防車、救急車、防災パトロール車による3件の事故に係る損害賠償に伴う専決処分報告、地方自治法の一部が改正されたことによる当組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告、そして、広陵消防署の大規模改修工事に伴う設計業務についての当組合令和5年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、消防職員の防火服等令和5年度に予算計上し、令和6年度に繰り越した当組合令和5年度一般会計事故繰越し繰越計算書の報告、以上4つの報告案件が承認されました。このあと、大淀消防署建設工事期間の変更に伴い、令和6年度の工事費用を3億5,072万4千円減額し、総額で152億1,736万8千円とする今年度一般会計補正予算案1件、令和8年3月下旬からの運用開始を目指す磯城消防署(田原本町宮古)新築工事(工事費15億1,847万5,640円＝消費税込み)の請負契約の1件、人員搬送車4台(購入費1,787万4,780円＝同)、高規格救急自動車2台(同6,290万円＝同)」、情報系ネットワーク接続パソコン150台(同3,279万4,250円＝同)それぞれ財産の取得3件について、原案どおり可決されました。また、監査委員に広陵町議会の小原薫議員が選任同意されました。以上、簡単であります、奈良県広域消防組合議会の令和6年第1回臨時会報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):寺前議員、ご苦勞様でした。

◎諸般の報告(桜井宇陀広域連合議会)

○議長(山岡隆良君):次に、7月26日に開催されました桜井宇陀広域連合議会臨時会の報告を求めます。派遣議員、5番葛城昌俊君よりお願いします。

○5番(葛城昌俊君):議長、5番葛城。

○議長(山岡隆良君):葛城昌俊君。

○5番(葛城昌俊君):ただ今、議長の許可を得ましたので、去る令和6年7月26日、金曜日、午後3時から、桜井市議会議場において開催されました、令和6年桜井宇陀広域連合議会第1回臨時会の報告をさせていただきます。木治正人臨時議長の開会宣言、金剛一智広域連合長から招集挨拶の後、会議に入り、議事日程により、過日の宇陀市議会議員選挙により、新たに当選された議員の議席を指定した後、会議録署名議員2名の指名、会期を決定しました。次に、大園光昭副議長辞職についてを追加日程とし、慎重審議の結果、辞職を許可しました。その後、元の日程にもどり、議長選挙について審議し、選挙の結果、桜井市の大園光昭議員が当選されました。また、副議長の辞職を許可したことにより、副議長選挙が追加日程となり、選挙の結果、曾爾村の木治正人議員が当選されました。その後、広域連合長の提出議案の説明がありました。広域連合長からの提出議案として、監査委員の選任につき同意を求めることについてが議題となりました。これは、空席になっていた議会選出の監査委員に、私葛城が選任させていただくことに同意いただきました。最後に、広域連合長から閉会の挨拶があり、午後3時30分に閉会いたしました。なお、臨時会に先立ち午後2時から開催した全体協議会において、提出議案である、監査委員の選任につき同意を求めることについての説明が事務局よりありました。また、今年度の議員研修について、研修日程も含め、議長、副議長及び事務局で調整することになりました。以上、令和6年桜井宇陀広域連合議会第1回臨時会の報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):葛城議員、ご苦労様でした。

◎行政報告

○議長(山岡隆良君):次に、日程第4行政報告をお願いします。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):9月定例会の開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。まず、国道369号線の曾爾村山粕地内におきまして、7月7日の夜に、山崩れが発生し、7月26日まで全面通行止め、8月8日までが時間帯通行止めとなり、村民の皆様には、約1ヶ月に亘りご不便をおかけしました。現在も応急工事により土嚢を積み上げた仮復旧の状態でありますので、災害が再発しないよう早期の対策工事を県の関係部署に曾爾村と共に要望しております。このような災害が生じますと、道路の重要性が改めて感じられるところであります。一方、三重県側へのアクセス道路であります国道368号につきましては、去る7月25日に国道368号改修期成同盟会の総会が三重県多気町で開催され、山岡議長と共に出席をさせていただきました。総会では発言の機会をいただきましたので、国道369号の通行止めの状況も説明しながら、本村にとって国道368号が生活や防災において重要な路線であり、来賓として出席されている三重県の関係者に対して改良事業の早期完成を切にお願いしたところでございます。これに対し三重県からは、下太郎生工区や上長瀬工区で進めている改良事業の説明をいただきました。この国道368号では、難所である仁柿峠や下太郎生をはじめ、伊賀名張間の4車線化等、まだまだ改良の必要な箇所が残っており、早期完成

には今後も継続的な予算確保が必要となります。期成同盟会におきまして国への要望活動を積極的に行なっていくことを提言いたしまして賛同を得ておりますので、これまで以上に構成団体が連携して、要望活動に取り組んでまいりたいと考えております。続きまして、8月8日に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生しました。気象庁より南海トラフ地震臨時情報 巨大地震注意として南海トラフ地震対策推進地域では、大規模地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まっていると考えられることが発表され、8日の地震発生から1週間、地震への備えの再確認や避難経路の確認など呼びかけがされました。本村におきましては、住民の方に、非常持ち出し袋の確認や家具の固定の再確認を有線放送による周知を行いました。幸いにも巨大地震は、発生しませんでした。巨大地震発生に備え、この秋実施の防災訓練におきまして、防災意識の高揚を図って行きたいと考えております。続きまして、令和5年度の決算につきまして、歳入の確保と経費削減や創意工夫などに努めた結果、全会計とも黒字を維持することができました。今後の財政運営につきましては、普通交付税の減少とともにさらに厳しくなることが予想されますが、適切な投資はしっかりと行いつつ、無駄のない行財政運営に引き続き努めてまいりたいと考えています。結びに、本定例会には、決算認定をはじめ、条例改正や補正予算、人事案件等、19件をご提案しております。慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げまして、9月定例会の行政報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):これで、行政報告を終わります。

◎一般質問

福田議員「小中学校入学時の支援について」

○議長(山岡隆良君):次に、日程第5、一般質問を行います。通告に基づき、発言を許可します。

最初に、1番福田麻衣子君。

○1番(福田麻衣子君):はい。

○議長(山岡隆良君):福田議員。

○1番(福田麻衣子君):議長の許可を得ましたので、私から一般質問させていただきます。令和5年9月の定例会で、先輩議員が、高校や大学の入学支度金についての一般質問に対し、村長が答弁された内容を、みつえ広報誌で観させていただきました。今回、先輩議員の質問に近い形にはなるかと思いますが、義務教育の中での支援に関して、理由含めて述べさせていただきます。御杖村では、学校教育における支援として、給食の無償提供や、修学旅行費用の全額負担など、子供たちにとって充実した教育環境を整えてくださっていると思います。ただ昨今の物価高騰にも後押しされ、経済的状況が厳しい家庭が増えてきている中、小中学校入学時における制服や体操服など、準備に必要な費用負担が、家計から一度に支出する額としては大きくなっており、保護者にとって負担となっております。私ごとではありますが、この春、子どもが小学校に入学し、ランドセルを含め準備に必要な費用として子ども一人あたり10万円以上の費用が掛かりました。また、中学校の入学時には、それ以上の費用が掛かると聞いています。少しでも保護者の負担を軽減し、安心して学校に送り出せることが、小中学校の教育の質を保つ基盤となると思っております。子供達が安心して学び成長できる環境をより一層整えるために、小中学校入学時における保護者の経費負担が少しでも軽減できる制度の導入を前向きに検討していただきたく、村長のお考えをお聞かせ下さい。このあとは、自席にて質問させていただきます。

- 議長(山岡隆良君):答弁を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(山岡隆良君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本村ではこれまでに保育料や給食費、医療費の無償化、児童一時預かり事業、グローバル人材育成塾、学力向上に対する助成など様々な子育て環境の充実に取り組んでまいりました。また、さらに、今年度より保護者の経済的負担を軽減するため、修学旅行費を半額助成から全額助成に増額をしております。しかしながら議員がおっしゃるとおり、昨今の急激な物価高騰が子育て世帯に与える影響は非常に大きいものと認識をしております。特に入学時の制服やかばん等の準備については一度に多額の費用を要するため、これらの支援について新年度予算に向けて、検討してまいりたいと考えております。またここ数年、転校による児童生徒の増加もあり、転校生の保護者に対する子育て支援並びに定住の促進にも繋げていきたいと思っております。よろしく申し上げます。
- 1番(福田麻衣子君):議長。
- 議長(山岡隆良君):福田議員。
- 1番(福田麻衣子君):ありがとうございます。子育て世代が御杖村で継続して住みたいと思えるような施策のひとつになると思うので、実施の方よろしく申し上げます。以上です。
- 議長(山岡隆良君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):これから次年度予算のいろいろ検討、査定もはってくるわけでございます。そうした中で、どういう制度がいいのか、全額助成がいいのか、それともいくらかの補助を持つての助成がいいのか、そういうことを含めて内容については検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- 議長(山岡隆良君):以上でよろしいですか。福田議員。
- 1番(福田麻衣子君):はい。

◎一般質問

寺前議員「スマート農業推進と大型ドローン使用について」

- 議長(山岡隆良君):それでは次に、2番寺前伊平君の一般質問を許可します。
- 2番(寺前伊平君):はい、議長。
- 議長(山岡隆良君):寺前議員。
- 2番(寺前伊平君):ただいま、議長の許可を得ましたので、今年3回目の一般質問をさせていただきます。質問は、スマート農業推進と大型ドローンの使用についてでございます。農林水産省が1昨年、ドローンやロボット技術、情報通信技術、これを略して、ICTと申しますが、を活用したスマート農業について、インターネット上で実施したアンケートによれば、現場で必要とされる技術として一度の飛行で広範囲の農薬散布が可能なドローンが最も多い回答でした。これには農業従事者の高齢化に伴う労働力不足や省力化、農作業の負担軽減などが背景にあります。本村の農業についても同じような現状にあります。そうした中、御杖村では積極的に取り組んでいただき、今年度当初予算の農業振興費において、スマート農業支援事業として510万円、大型ドローン3機分の購入費用を予算化し推進していただいております。しかし、大型ドローン導入となると、各メーカーこれは平均価格ですけれども300万円以上かかり、本年事業化いただいた補助制度の2分の1補

助では、操縦資格を得られた方々が、導入しようとしてもすぐ手を出せない金額となっているのも事実です。村が昨年度実施した大型ドローン技術講習会で、村内2つの農事法人から7人、一般から1人の計8人が受講いただき操縦資格者となっていると聞いております。村が積極的に資格取得に取り組み、操縦可能な方々が居るにもかかわらず、その機体がなければ目的を達成出来ないように私は思います。大型ドローン導入によるイモチ病対策、カメムシ発生駆除にと活用できれば、ますます進んで行く農業従事者の高齢化や農事法人の作業の効率化など、今後、御杖村の農業における課題解決にも繋がることを見込めると私は考えます。そこで、伊藤村長にお伺いいたします。スマート農業に対しての受け止め方と村農業の方向性について、また、大型ドローンの利活用について、購入の補助率を上げていくとか、そのほかに方法があるのかどうか、来年度の予算編成を前にそのお考えを示していただきたく、今回質問させていただきました。ご答弁のほどよろしくお願い致します。再質問は自席においてさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):ただ今の寺前議員のお話にありましたように、スマート農業支援事業といたしまして昨年度に農業用ドローンの講習会を行い、今年度は補助率2分の1、補助金額上限150万円とする補助金交付要綱を設けて、3機分の購入補助金の予算を計上しております。補助率の設定につきましては、農業用ドローンを購入された場合、労務費の削減や受託散布による収益も見込まれますので、購入費の補助率は2分の1といたしました。現時点におきまして購入補助金の申請はございませんが、1件個人の農業者の方から今年度での購入を考えており、補助金の交付申請をしたいとの要望もあるようでございます。農業用ドローンの活用におきましては、散布農地の集約化や環境面での近隣への影響など、調整の必要な課題もあると思われれます。今年度から設けました新たな補助制度ですので直ちに制度改定は行わずに、今後の動向を観ながら検討を図り、年次的にでも農業用ドローンの活用が村内に進んでいければ良いかなというように考えているところです。よろしく申し上げます。

○2番(寺前伊平君):はい。

○議長(山岡隆良君):寺前議員。

○2番(寺前伊平君):今、伊藤村長のほうか答弁いただきました。本年度中に、一般の方が購入したいという動きがあるということをお聞きしましたがけれども、3機分使っていただきたいという村のほうで持っていらっしゃる以上、2分の1というよりももう少し補助率を上げていく、たとえば3分の2ぐらいに上げていく、全額というのはいろんな意味で無理なところがあると思いますけれども、補助率を上げていくということで考えていただいて、3機分ですね、あと2機分ですね、本年度中に買っていただく方法がないのかという思いもあります。今後、御杖村でスマート農業推進していくためのものは非来年度予算の中で、そういう私が言いました考え方も含めて、予算化していただきたいという思いでございますので、その辺を村長に少し要望させていただきたいと思っております。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議員おっしゃいますように、これからの後継者不足、高齢化等考えますとスマート農業はやはり考えていかなければならないと思っています。そうした中で、ドローンがすべてではなく、ほかのいろんな考え方の中で、いろんな方策もでてくるとは思いますが、そういうことも踏まえながら、どういう農業がいいのかということも含めて、新年度予算でも考えていければと思います。

ただ、ドローンに限っていいますと、少しほかの農業者さんにも聞いたのですが、植えている時期、品種そういうものを考えますと、ドローンで肥料なり農薬を散布する場合に、面積の集約化といえますか地域の集約化、それに見合うような農地の集約化ということも必要であると聞かせていただいておりますし、どちらかというとも今までのやり方のほうがやりやすいというような意見もあります。そうしたことも踏まえながら、どのような活用がいいのかとういことを浮かべながら、今後考えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○2番(寺前伊平君):はい。

○議長(山岡隆良君):寺前議員。

○2番(寺前伊平君):考え方よく分かりました。何度もいいますけれども、確かにドローンだけじゃないですけども、スマート農業の突破口がドローンであることには間違いのないと思ひますので、その辺のところから使っていただくと、使いたいという農事法人、そして個人の方もいらっしゃるんで一度そういう方々を集めて、意見を集約していただきたいと思ひます。その意見を踏まえて、来年度以降スマート農業の推進を考えていただきたいと思ひますので、その点ひとつよろしくお願ひしておきます。

○村長(伊藤収宜君):はい。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議員おっしゃいますように、これからどのような農業をやっていくのが一番いいのかということも含めて、検討していきたいと思ひます。

○議長(山岡隆良君):それではこれで、一般質問を終わります。

◎議案第37号御杖村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第6議案第37号、御杖村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員会副委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例において法を引用している箇所について法の改正内容に基づき所要の改正を行うものでございます。詳細については、政策推進課長より説明を申し上げます。

○政策推進課長(古谷匡敏君):議長。

○議長(山岡隆良君):古谷政策推進課長。

○政策推進課長(古谷匡敏君):それでは、議案第37号、御杖村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきまして、ご説明をさせていただきます。今回、行政手続における

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正によりまして、これまで特定個人情報情報の提供が可能な事務及びその要件を規定しておりました同法別表第2が廃止され、特定個人情報情報の提供が可能な事務を特定個人番号利用事務に、その際に提供が可能となる特定個人情報を利用特定個人情報とそれぞれ定義され、その具体的な要件はそれぞれ主務省令で規定されることとなりました。今回の条例改正につきましては、法別表第2を廃止する法改正に伴い、本条例第4条中の引用規定につきまして法別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に、また、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を利用特定個人情報にそれぞれ今回の法改正により新たに定義された名称に改める文言整理を行うものでございます。以上ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と古谷政策推進課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第6議案第37号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第6議案第37号、御杖村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号御杖村国民健康保険条例の一部を改正する 条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第7議案第38号、御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会副委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、令和5年に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、関係法令の改正に併せ、条例を改正するものでございます。詳細については、住民生活課長より説明申し上げます。

○住民生活課長(仲子雄史君):議長。

○議長(山岡隆良君):仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):議案第38号御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経

過措置に関する政令が令和6年8月14日に公布されたこと等に伴い、本村の国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。改正の内容についてですが、被保険者証が令和6年12月2日から廃止されることによる国民健康保険法の改正に伴い、引用しています項がずれる項ずれの改正となっております。以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第7議案第38号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7議案第38号、御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第39号一般X線撮影装置物品売買契約の締結について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第8議案第39号、一般X線撮影装置物品売買契約の締結についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする契約であることから、提案するものでございます。詳細につきましては、保健福祉課長より説明を申し上げます。

○保健福祉課長(川上隆二君):議長。

○議長(山岡隆良君):川上保健福祉課長。

○保健福祉課長(川上隆二君):詳細について、ご説明させていただきます。本年度計画しております、一般X線撮影装置の財産取得につきまして、この財産取得は、御杖村国民健康保険診療所で使用している平成25年購入の一般X線撮影装置について、耐用年数が経過し、更新によるもので、場所は、奈良県宇陀郡御杖村菅野1581番地、御杖村国民健康保険診療所でございます。財産取得の方法は、一般競争入札による公告を行い、令和6年8月1日に開札を行いました。結果についてですが、契約の相手方は、奈良県橿原市醍醐町272の1、株式会社メディセオ奈良南支店支店長竹村恵史となっております。入札額は、650万円で、予定価格、700万円に対する落札額の比率は、92.85%となりました。消費税額を加算した契約金額は、715万円となっております。期間は、去る令和6年8月8日に仮契約を締結したところでございますが、本契約上の期間は、議会の議決日から令和6年11月29日までとしております。本件は、議会の議決に付すべき契

約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の、議会の議決に付すべき財産の取得予定価格700万円以上に該当するため、財産取得に際して、議案を上程するものでございます。以上、ご審議、よろしくお願ひいたします。

○議長(山岡隆良君):ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と川上保健福祉課長より詳細説明をいただきましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第8議案第39号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願ひます。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8議案第39号、一般X線撮影装置物品売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について [上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第9議案第40号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証が令和6年12月2日に廃止されることに伴い、広域連合の処理する事務に関する規定について変更が必要となることから地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細については、住民生活課長より説明申し上げます。

○住民生活課長(仲子雄史君):議長。

○議長(山岡隆良君):仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):議案第40号奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、説明させていただきます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する規定が、令和6年12月2日から施行されることになりました。このことにより、現行の被保険者証は廃止され、同日以降は被保険者証や資格証明書は発行されないこととなります。奈良県後期高齢者医療広域連合の処理する事務については、同広域連合規約で定めており、このうち、市町村において処理する事務として、被保険者証及び資格証明書の引渡しや返還の受付を規定していることから、当該規定から被保険者証及び資格証明書の文言を削除し、新たに資格確認書等の文言を加える変更を行うものでございます。以上、ご審議、よろしくお願ひ致します。

○議長(山岡隆良君):ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明を

いただきましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第9議案第40号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第9議案第40号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号奈良広域水質検査センター組合規約の変更について、議案第42号奈良広域水質検査センター組合の解散について、議案第43号奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について

[一括上程、一括説明、一括質疑]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第10議案第41号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更について、日程第11議案第42号、奈良広域水質検査センター組合の解散について、日程第12議案第43号、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分については、関連する議案となりますので、一括議題とし提案理由についても一括して行い個別審議としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認め、一括議題とし、議案第41号、議案第42号及び議案第43号の3議案についても、議会運営委員会副委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、一括して提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議案第41号から議案第43号に関しまして、関連がございますので一括してご説明を申し上げます。本案につきましては、奈良広域水質検査センター組合が、令和7年3月31日での解散を予定しております。議案第41号につきましては、事務の承継を行うための規約改正になり、議案第42号につきましては、組合を構成する35市町村1企業団の協議により、令和7年3月31日をもって奈良広域水質検査センター組合を解散するため、そして議案第43号につきましては、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について構成団体と協議のうえ定めるため、それぞれ地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細については、住民生活課長より説明を申し上げます。

○住民生活課長(仲子雄史君):議長。

○議長(山岡隆良君):仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):議案第41号奈良広域水質検査センター組合規約の変更について、

議案第42号奈良広域水質検査センター組合の解散について、議案第43号奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について、関連がございますので一括してご説明申し上げます。本村を含む39市町村は、平成5年12月の水道法に基づく水質基準の改正、強化に対応するため、水道水質の検査業務に関する事務を共同処理するために地方自治法第284条第1項の規定に基づき協議を経て平成7年4月1日に奈良広域水質検査センター組合を設立し、水道水質検査を実施して参りました。その間、一部の構成団体の離脱、構成団体間の市町村合併又は一部事務組合の設立を経て、現在、35市町村1企業団、一部事務組合で構成されております。そのような中、奈良県の用水事業と一部の市町村の水道事業が統合する奈良県広域水道企業団が令和7年4月から事業開始すべく準備を進めております。その奈良県広域水道企業団では用水事業と水道事業の統合に加え、水質検査業務も統合することに決定しておりますが、水道事業における水質検査が重要であることを深く認識し、同企業団に参加しない団体の水道事業に係る水道水質検査の実施についても同企業団において実施されることを確認し、組合の全構成団体の水道水質検査の実施体制が確保されたことから、同企業団の事業開始に伴い解散することとさせていただきます。このように令和7年3月31日をもって奈良広域水質検査センター組合が解散することに伴い、まず規約の変更が必要となります。規約の変更は事務の承継に伴う所要の変更となっております。つきまして、奈良広域水質検査センターを解散することについてでございます。3月31日をもって解散し、その後事務を引き継ぐ奈良県広域水道企業団が未収金及び未払い金の精算を行った後の残余金については、令和6年度の奈良広域水質検査センター組合への負担金割合で構成団体に配分されることとなります。最後に財産処分についてですが、解散時の財政調整基金に関しては、平成7年度から令和5年度までに奈良広域水質検査センター組合へ支出した負担金割合に応じて配分されることとなります。また物品につきましては、事務を引き継ぐ奈良県広域水道企業団に無償譲与することとなります。以上、ご審議、よろしく願いいたします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、一括して伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから一括して質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第41号奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。それでは、日程第10議案第41号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第10議案第41号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10議案第41号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号奈良広域水質検査センター組合の解散について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):続いて、日程第11議案第42号、奈良広域水質検査センター組合の解散について討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第11議案第42号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11議案第42号、奈良広域水質検査センター組合の解散については、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):続いて、日程第12議案第43号、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第12議案第43号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第12議案第43号、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第13議案第44号、御杖村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会副委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、現在宇陀市、曾爾村、御杖村の1市2村で協議を進めております宇陀地域ゴミ処理施設整備につきまして、奈良県との事前協議を終えましたので、過疎地域持続的発展計画の変更について議決をお願いするものでございます。詳細については、総務課長より説明を申し上げます。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(山岡隆良君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):議案第44号、御杖村過疎地域持続的発展計画の変更につきまして、ご説明させていただきます。過疎地域持続的発展計画変更をご覧下さい。ページ左側の変更前、点々での処理が行われている、また不燃物についてはと、本文に記載しておりましたが、変更後をご覧下さい。処理が行われているが、施設の老朽化が進む中、新たに広域的連携によるごみ処理施設の整備、充実に努めると、過疎地域持続的発展計画の本文に、広域的連携によるごみ処理施設の整備の追加記載を行う変更を行いたく、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長(山岡隆良君):ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第13議案第44号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第13議案第44号、御杖村過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号令和6年度御杖村一般会計補正予算(第2号) の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第14議案第45号、令和6年度御杖村一般会計補正予算第2号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに4,539万2千円を追加し補正後の総額を26億4,258万3千円とするものでございます。主な内容ですが、歳入では、令和5年度の決算収支に合わせ繰越金の増額補正及び基金繰入金の減額を行い、歳出においては、基金積立金の増額と、障害者福祉等の過年度交付の国庫補助金の精算による返還の必要が生じたため所要額を計上するものでございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員会副委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第14議案第45号、令和6年度御杖村一般会計補正予算第2号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第46号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算
(第1号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第15議案第46号、令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに4,215万7千円を追加し、補正後の総額を4億846万5千円とするものでございます。主な内容ですが、歳入では、令和5年度の決算収支に合わせ繰越金の増額補正を行い、歳出においては、過年度交付の国庫補助金の精算による返還金及び基金積立金の増額を計上するものでございます。ご審議の程、よろしく願います。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会副委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第15議案第46号、令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第47号令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算
(第2号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第16議案第47号、令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第2号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、収益的収入額を75万6千円増額し、補正後の予定額を8,090万1千円とし、収益的支出額を142万7千円増額し、補正後の予定額を7,745万2千円とするものでございます。主な内容は、固定資産台帳の整理に伴う増額となっております。ご審議の程、よろしく願います。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会副委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第16議案第47号、令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第2号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎休憩【休憩 午前11時15分】

○議長(山岡隆良君):次に、日程第17認定第1号から決算認定に入っていくわけですが、暫時しばらく休憩を入れたいと思います。休憩時間は5分として、20分に再開をしたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

◎再会【再会 午前11時20分】

○議長(山岡隆良君):それでは休憩前に引き続き、会議を再開させていただきます。

◎認定第1号令和5年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定 について、認定第2号令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和5年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

[一括上程、一括説明、一括総括的質疑、一括付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第17認定第1号、令和5年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第18認定第2号、令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19認定第3号、令和5年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20認定第4号、令和5年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21認定第5号、令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5議案は、令和5年度各会計決算の案件ですので、一括議題とします。まず、一般会計決算について、説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方自治法第233条の規定により、令和5年度の御杖村一般会計歳入歳出決算について認定をお願いするものでございます。決算の額でございます

が、歳入総額28億5,487万3,979円、歳出総額26億6,949万9,050円、差引額1億8,537万4,929円で、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は、1億7,883万6,929円となりました。内容につきましては、会計管理者より説明を申し上げます。

○会計管理者(松本慶一君):議長。

○議長(山岡隆良君):松本会計管理者。

○会計管理者(松本慶一君):失礼致します。令和5年度一般会計決算について、本日提案を致しました概要につきまして、決算の内容に関する説明書をお配りさせて頂いておりますので、こちらに基づきまして概要を説明致します。1枚めくって頂きまして、1ページをご覧ください。1、一般会計決算の概要、予算の執行にあたって、計上した歳入については財源の確保に努め、歳出については経費の節減と執行の効率化に努めた結果、令和5年度の一般会計歳入歳出決算額は、決算書の129ページの実質収支に関する調書のとおり、歳入総額28億5,487万3,979円、歳出総額26億6,949万9,050円、収支差引額1億8,537万4,929円となりました。収支差引額から、繰越明許費によって翌年度へ繰り越すべき財源653万8千円を差し引いた、1億7,883万6,929円の黒字となりました。歳入決算の状況について、令和5年度の歳入総額は、28億5,487万4千円で、前年度と比較して1億3,698万5千円増加しています。歳入の主な内訳は、地方交付税13億8,045万6千円、構成比48.4%、村債5億4,060万円、同18.9%、国、県支出金4億160万1千円、同14.1%、繰越金1億7,708万2千円、同6.2%、村税1億954万4千円、同3.8%等となっています。詳細につきましては、次のページ、2ページの第1表、一般会計歳入決算の内訳のとおりでございますが、朗読は省略させて頂きます。その下でございます。これを前年度決算額と比較しますと、村税は第2表のとおり、総額で1億954万4千円、対前年度194万円、1.7%の減額となりました。個人村民税については、高齢化による給与所得者や高額所得者の減少により、280万2千円、6.9%の減額となり、固定資産税については、徴収率の向上により、73万5千円、1.2%の増額となりました。それぞれの税の状況は次のページ、3ページ、第2表、村税決算の状況のとおりでございます。地方譲与税は、5,990万1千円で、前年度に比べて26万円、0.4%の増額となりました。森林環境譲与税については、2,674万4千円の交付を受け、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされており、充当した事業等については、第3表のとおりとなっています。4ページをご覧ください。地方消費税交付金は、3,263万9千円で、前年度に比べて45万円、1.4%の減額となりました。消費税率引上げによる増収分の交付額は、1,771万2千円となりました。この増収分については、すべて社会保障施策に要する経費に充てることとされており、主なものは第4表のとおりです。地方交付税は、普通交付税と特別交付税をあわせて13億8,045万6千円で、前年度に比べて2,262万3千円の減額となりました。普通交付税については、高齢者人口の減、過年度交付済みの公債費錯誤分を減額されたことにより、1,951万円の減額となりました。また、交付税の振替措置とされている臨時財政対策債は500万円を借り入れました。5ページをご覧ください。分担金及び負担金は、県単独基盤整備促進事業や農地、農業用施設災害復旧事業の分担金により、48万5千円の増額となりました。使用料及び手数料は、公営住宅合併処理浄化槽使用料等の増加により、72万8千円、3.2%の増額となりました。国、県支出金は総額4億160万1千円で、対前年度5,593万円、12.2%の減額となりました。国庫支出金の、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減額が主な要因です。国、県支出金のうち主なものは、第5表に列記したとおりです。財産収入は、3,614万5千円で、前年度に比べて1,842万1千円、103.9%の増額となりました。プレミアム商品券売払収入及び公用車

売り払いが増額の主な要因です。令和5年度末における基金の現金保有残高は40億9,764万9千円で、各基金別の内訳は6ページの第6表のとおりです。繰越金は、1億7,708万2千円で、対前年度54万7千円、0.3%の減額となっています。諸収入は、2,161万円で対前年度721万円、25.0%の減額となりました。消防団員退職報償金及び後期高齢者医療市町村負担金過年度精算の減額が主な要因となっています。村債は、借入総額は、5億4,060万円で、対前年度比較では、1億6,970万円、45.8%の増額となりました。そのうち、過疎対策事業債については、単身者用集合住宅整備事業や神末体育館耐震改修工事をはじめとする普通建設事業等の財源として、5億2,770万円の借入れを行いました。交付税の振替措置による臨時財政対策債、交付税算入100%については、500万円の借入れを行いました。また、防火水槽有蓋化補修事業の財源として、500万円の緊急防災減災事業債及び災害復旧工事の財源として290万円の災害復旧事業債の借入れを行いました。地方債の目的別借入内訳は、次のとおりです。過疎対策事業債5億2,770万円、臨時財政対策債500万円、緊急防災減災事業債500万円、災害復旧事業債290万円、7ページをご覧ください。歳出決算の状況について、令和5年度の歳出総額は26億6,949万9千円で、前年度と比較して1億2,869万2千円、5.1%の増となりました。目的別決算の主な内訳は、第7表のとおり、総務費5億7,181万円、構成比21.4%、民生費5億4,647万7千円、同20.5%、土木費3億7,705万3千円、同14.1%、教育費2億8,205万3千円、同10.6%となりました。前年度決算と比較して増額となった項目では、土木費が単身者用集合住宅整備事業、道路改良事業等により、1億3,773万1千円、57.6%の増、民生費が保育所改修工事、臨時特別給付金等により、6,738万6千円、14.1%の増、教育費が教員宿舍改修事業、神末レクリエーション体育館耐震改修工事等により、5,039万5千円、21.8%の増、衛生費が宇陀衛生一部事務組合負担金の増額等により、1,229万5千円、7.6%の増、商工費が桃俣観光案内所トイレ整備事業、プレミアム商品券発行事業により1,347万7千円、6.7%の増、災害復旧費が災害復旧工事により1,120万円、皆増の増となりました。一方、減額となった項目については、総務費が財政調整基金積立金の減により、1億3,990万8千円、19.7%の減、農林水産業費が農業経営基盤の強化促進事業、新規就農者育成総合対策事業等の減により、2,912万8千円、18.1%の減、議会費が議員欠員による議員報酬の減により175万4千円、5.0%の減、消防費が令和4年度事業である業務継続計画策定の完了、奈良県広域消防組合負担金の減により、285万6千円、2.7%の減となりました。性質別決算の主な内訳は、第8表のとおり、普通建設事業費7億1,232万1千円、構成比26.7%、人件費4億6,259万9千円、同17.3%、補助費4億182万7千円、同15.1%、物件費が3億1,543万9千円、同11.8%、公債費が2億2,271万2千円、同8.3%、繰出金1億9,280万9千円、同7.2%等となっています。9ページをご覧ください。前年度決算額と比較しますと、人件費は、一般職職員の給料やフルタイム会計年度任用職員の給料等増等により、1,411万5千円、3.1%の増額となりました。物件費は、庁内サーバ機器やパソコンの更新、コンビニ交付サービス、情報システム標準化事業等によって、1,115万8千円、3.7%の増額となりました。維持補修費は、前年度の庁舎及びケアハウスのエレベーター修繕の終了により573万円、36.5%の減となりました。扶助費は、臨時特別給付金等給付事業や均等割のみ課税世帯給付金等により1,713万4千円、12%の増額となりました。補助費は、一部事務組合に対しては、宇陀衛生一部事務組合負担金の増額等により3,152万7千円、20.5%の増額となりました。一部事務組合以外の補助費については、農業経営基盤強化事業、新規就農者育成総合対策事業等の減により、4,628万3千円、17.6%の減額となり、補助費全体としましては、1,475万6千円、

3. 5%の減額となりました。主な補助費の内訳は第9表のとおりです。10ページをご覧ください。公債費は、令和5年度より償還を開始した債務と令和4年度までで償還の終了した債務との差額により、1,038万3千円、4.9%の増額となりました。積立金は、財政調整基金積立の減により、9,179万4千円、33.7%減額となりました。繰出金は、後期高齢者医療特会、介護保険事業特会等への繰出しの増により、546万9千円、2.9%の増額となりました。普通建設事業費につきましては、単身者用集合住宅整備事業等により、1億7,151万3千円、31.7%増加しています。普通建設事業の主な事業は、第10表のとおりです。以上で一般会計決算の概要説明を終わらせて頂きます。詳細につきましては、決算事項別明細書や主要施策の成果に関する報告書をご覧ください。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長(山岡隆良君):次に、特別会計決算を一括して、説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方自治法第233条の規定により、簡易水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、以上4会計の令和5年度歳入歳出決算ついて、認定をお願いするものでございます。それぞれの決算概要につきましては、会計管理者より説明を申し上げます。

○議長(山岡隆良君):松本会計管理者。

○会計管理者(松本慶一君):失礼します。令和5年度特別会計決算につきまして、決算の内容に関する説明書11ページをご覧ください。第11表のとおり、特別会計決算の状況でございます。簡易水道事業特別会計は、歳入総額1億1,871万円、歳出総額1億805万4千円、収支差引額は1,065万6千円となりました。前年度との比較では、歳出において、平成4年度借入簡水債の償還終了による公債費の減及び公営企業会計への移行に伴う3月31日付けの打ち切り決算により、1,808万4千円の減額となりました。1枚めくって頂まして、12ページをご覧ください。国民健康保険特別会計事業勘定の歳入総額は、2億3,752万4千円、歳出総額は、2億3,710万1千円、収支差引額は42万3千円となりました。前年度との比較では、歳出において、直営診療施設勘定繰出金の増、保険給付費等の増により、1,976万3千円の増額となりました。国民健康保険特別会計診療施設勘定は、歳入総額9,150万2千円、歳出総額9,150万円、収支差引額は2千円となりました。前年度に比べて歳出では、医業費の医療機器の備品購入や医薬品は減少となりましたが、総務費において、職員人件費や非常勤医師報償費等が増額となり、114万4千円の増額となりました。介護保険特別会計は、歳入総額4億5,592万6千円、歳出総額4億1,376万7千円、収支差引額は4,215万9千円となりました。前年度に比べて歳出では、総務費の保険給付費の介護保険計画策定の委託料が増となりましたが、保険給付費が減少したため、997万4千円の減額となりました。後期高齢者医療特別会計は、歳入総額4,046万4千円、歳出総額4,036万6千円、収支差引額は、9万8千円となりました。前年度に比べて歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金等の増加に伴い、59万7千円の増額となりました。なお、最後に村債の状況について説明をさせていただきます。3、村債の状況、村債の目的別の増減及び現在高の状況は第12表のとおりです。令和4年度末における村債の現在高は、一般会計と特別会計を合わせて30億1,347万9千円でしたが、令和5年度中に、普通建設事業等の財源としての地方債5億8,530万円の借り入れを行い、一方、既に借りている村債について、2億4,936万5千円の元金償還を行った結果、令和5年度末の借入現在高は33億4,941万4千円となり、前

年度と比較して3億3,593万5千円、11.1%増加しました。地方債の借り入れについては、後年において地方交付税によってその償還に対する財源措置のある有利な地方債の活用を行い、財政負担の軽減に努めています。以上で特別会計の決算の概要並びに村債の状況についての説明を終わらせていただきますが、一般会計同様、詳細につきましては、決算事項別明細書等をご覧いただきまして、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長(山岡隆良君):ここで、令和5年度一般会計及び特別会計の決算について、監査委員に決算審査の意見を求めます。廣口監査委員。

○4番(廣口芳弘君):議長。

○議長(山岡隆良君):監査委員。

○4番(廣口芳弘君):お手元の令和5年度御杖村一般会計、特別会計の決算審査意見書をご覧いただきたいと思います。この決算審査につきましては、去る8月23日に、片桐監査委員とともに審査を実施させていただきました。決算審査意見書の各諸表の朗読は省略させていただき、7ページの決算審査結論の朗読をもって報告に代えさせていただきますと思います。令和5年度決算審査結論、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に基づき、本村の令和5年度健全化判断比率等について審査したところ全てにおいて基準以下となっております。内閣府の月例経済報告によれば、景気は、このところ足踏みも見られるが、緩やかに回復している。先行きについては、雇用、所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米において高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の影響に十分注意する必要があるとされている。令和5年度は、住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯に対して、電力、ガス、食料品等の価格高騰に対応するための支援給付金の給付を行うとともに、65歳以上の住民を対象に燃料券を交付し、また水道を利用する全世帯に対し、水道料金の基本料金を減免するなど、村民への生活支援が行われた。現在も、電気料金、燃料価格の値上がり、食料品の価格高騰など、村民の家計を圧迫する状況が続く中、今後も、村民が安心して生活することができるよう強力な支援を行うとともに、地域経済の振興策を講じることを期待する。本村の歳入は、約半分を地方交付税が占めており、地方交付税に頼るところが大きいですが、今後は、人口の減少とともに、地方交付税の減額が予想される。村職員が創意工夫のうえ限られた財源を有効に活用し活力ある村づくりに全力を注いでいただきたい。最後に、次年度は第4次長期総合計画の最終計画年度となる。目指す村の将来像の実現に向け、3つの基本目標に掲げるむらづくり施策に、村長はじめ全職員が一丸となって取り組みを実行されることをお願いし、令和5年度決算審査の結論とする。

○議長(山岡隆良君):廣口監査委員ありがとうございました。ただ今、当局よりの説明と、監査委員より決算審査に係る意見をいただきました。これから決算5議案について一括して、統括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。各会計決算の認定議案についても、議会運営委員会副委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、一括して予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第17認定第1号から日程第21認定

第5号までの令和5年度における一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎同意第3号教育長の任命につき同意を求めることについて

[上程、説明、採決]

- 議長(山岡隆良君):次に、日程第22同意第3号、教育長の任命につき同意を求めることについてを議題と致します。本案について、議会運営委員会副委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(山岡隆良君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):教育長の任期が令和6年9月30日で満了となることから、3ヶ年の実績を踏まえ、引き続き鈴木泰弘氏が適任と考えますので、同氏の任命につき議会の同意を求めるものでございます。任期は、令和6年10月1日から3ヶ年でございます。よろしく申し上げます。
- 議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第22同意第3号については、質疑及び討論を省略します。これより、日程第22同意第3号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

- 議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第22同意第3号、教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎報告第2号継続費精算報告書について

[上程、説明、質疑]

- 議長(山岡隆良君):次に、日程第23報告第2号、継続費精算報告書についてを議題と致します。本案について、概要の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(山岡隆良君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、令和4年度から5年度の2カ年において継続費を組みました公営企業会計移行事業について、その継続年度を終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により精算報告を行うものでございます。内容につきましては、住民生活課長より説明申し上げます。
- 住民生活課長(仲子雄史君):議長。
- 議長(山岡隆良君):仲子住民生活課長。
- 住民生活課長(仲子雄史君):令和4年度から5年度にかけて設定しておりました公営企業会計移

行事業について、精算報告をさせていただきます。公営企業会計移行事業につきましては、令和6年度から地方公営企業法の適用を受けるにあたり進めてきた事業で、県内の簡易水道設置団体11村が奈良県の共同発注により公営企業会計の財務会計システムの導入や条例や規則の制定や改正、各種事務手続きの変更手続き等の支援業務を委託したものでございます。各年度の執行実績についてご報告致します。令和4年度計画額が38万2千円に対し、支出実績が0円、これに関しては、奈良県の共同発注方式により事業を進めたわけですが、奈良県の契約締結が2月になったことで令和4年度執行額が発生しなかったためでございます。続きまして、令和5年度計画額が231万1千円に対し、支出実績が226万5,132円、財源としまして地方債220万円を充当し、充当残の65,132円が一般財源となりました。2カ年の合計額としまして、全体計画額269万3千円、支出実績が226万5,132円、財源としまして、地方債が220万円、一般財源が65,132円となりました。ご審議の程宜しくお願いいたします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より概要説明と仲子住民生活課長より詳細報告をいただきましたので、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。以上で、日程第23報告第2号、継続費精算報告書についてを終わります。

◎報告第3号令和5年度御杖村教育委員会の権限に属する事務 の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告について

[上程、説明、質疑]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第24報告第3号、令和5年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検、評価の報告についてを議題と致します。本案について、内容の説明を求めます。鈴木教育長。

○教育長(鈴木泰弘君):はい、議長。

○議長(山岡隆良君):鈴木教育長。

○教育長(鈴木泰弘君):失礼致します。令和5年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により教育委員による点検評価を行った内容について、結果を提出し報告をさせていただきます。なお、お手元の報告書の評価基準については、表紙の裏面にありますABCD4段階による評価となっております。教育委員会では、第4次御杖村長期総合計画に基づいて、学校教育、社会教育及び、社会体育、文化の振興のために、教育行政を推進しております。教育行政の事務の管理、執行について、7月30日の教育委員会議において、教育委員による点検評価を実施しました。また、第三者による評価検証をいただきました。大項目として、1教育委員の活動、2総務学校教育関係、3社会教育文化体育関係、4総務管理、5その他5つの観点から。中項目では、教育委員会活動を4項目、総務学校教育関係を6項目、社会教育、文化体育関係を11項目、総務管理を1項目、その他を1項目としてまとめております。小項目毎の点検評価では、文章表記と共に4段階評価を記載しています。なお、社会教育の高齢者学級の評価については、新型コロナウイルスに対する懸念、心配があり、事業が中止となりましたので評価を実施しておりません。管理執行状況については、報

告書のとおりでございますが、点検評価の中から何点かについてご説明報告をさせていただきたいと思っております。まず、教育委員の活動からでございます。月例の委員会では、教育委員それぞれが、定期の学校訪問や行事、授業参観などによって、教育活動の現状把握、理解につとめながら、学校教育の様子や教育委員会の業務について、様々な意見を提起いただき、本村教育の充実に向けた協議を行うことができたと考えております。曾爾村教育委員会との合同研修会では、奈良県文化芸術村での研修を通して、歴史文化に対する見識を深めることができ、両村の教育課題についても交流し合うことができたと考えます。村長と教育委員との総合教育会議においても、単式学級維持のための村費教員の配置や、部活動の地域移行等、直面する教育課題について協議を行うことができました。次に、総務学校教育関係からでございます。小学校、中学校では、御杖村の学校教育の基本方針を受けて、小中学校の教育の一貫性を確保し、児童生徒の学力の向上と豊かな心の育成、コミュニケーション能力の伸長や規範意識の確立を目指して、教育を進めているところです。小中学校の教員が、ともに児童生徒を見守りながら、9年間の学びを合い言葉に教育活動を進めることができたと考えます。中学校の教員が、専門性を活かしての乗り入れ授業の実施や、部活動体験、小中合同の集会や全職員と児童生徒との交流を行い一貫教育の充実に努めてきました。小中一貫教育の充実を目指しながら、授業づくり家庭学習研究部会、個別の指導インクルーシブ教育部会、コミュニケーション力向上研究部会、ICT教育研究推進部会、業務改善部会、この5つの部会に、全ての小中教員が所属し共通認識を持ちながら研究を進めることもできたと考えております。今後も、施設一体型、小中独立型の小中一貫教育を進めて参りたいと思っております。ICT教育推進については、パソコンと連動する大型プロジェクターは、児童生徒の視覚による学習理解や興味関心を高めるために大きな役割を果たしています。また、全児童生徒に貸与されているタブレット端末を使い、授業の復習、調べ学習、プレゼンの作成等、有効に活用されております。次に学級編成、村費講師についてです。小学校における学級編成は、それぞれの学年が独立した単式学級の維持が重要です。令和5年度は、村費講師を1名配置いただき、県費の教員と合わせ、単式学級による体制を維持することができました。また、特別支援教育支援員も配置いただき、支援を必要とする児童に適切な支援態勢をとることができました。中学校における教職員について、国の基準定数ではすべての教科の教員の配置ができないため、不足を生じた教科については、県費の非常勤講師の配置を求め、学校運営に支障をきたさないよう務めました。就学に関する事務や転出入事務、教育支援委員会の取り組みも適正にスピード感を持って行うことができたと考えております。社会教育とも重なりますが、地域学校パートナーシップ事業では、学校運営協議会と学校協働実行委員会の連携のもと、地域学校支援ボランティアの積極的な協力によって、総合的な学習を中心に、学習活動を推進することができました。本年2月には、魅力輝く学校、地域づくりということで奈良県教育長表彰を受賞しました。放課後児童一時預かり事業についても、放課後の児童が安全で、安心して過ごせる場所の確保を最優先に、事業を継続して参りました。児童生徒、教職員の保健安全に関しても、就学時検診や定期の健康診断、尿検査、心電図検査、職員の定期健康診断、胸部 X 線検査等を適切に実施することができたと考えます。続きまして、社会教育、文化、社会体育からということでございます。新型コロナに対する懸念から、高齢者学級が中止となり、家庭教育学級、女性学級、公民館の各種教室も、なかなかコロナ以前の状況に戻すことが難しい現状もあります。各種団体やサークルからは、高齢化、人口減少の中で、従来行われていた事業が円滑に進まないといった課題も明らかになっています。さらには社会教育に関する諸団体の組織運営についても、さまざまな課題が浮かび上がっており、おるところです。

内容や村民のニーズを検討しながら取り組む必要があると考えています。そのような課題もある中でありますが、女性学級では合同研修やクリーンキャンペーン、生け花教室、家庭教育学級では親子ふれあい体操教室などが実施されました。村内各公民館では、草木染めの体験や、園芸教室、案山子まつり、区民ラジオ体操やカラオケの集い等々工夫を凝らした催しも行われました。体育協会事業では、スポーツ推進委員の研修会、村民ゴルフ大会や歩け歩こう大会、ボーリング大会も開催することができましたが、コロナ禍や高齢化により、参加者の減少や村内体育施設の利用の減少等課題も浮き彫りになっております。村内公共施設の改修事業では、神末レクリエーション体育館耐震化が終了し、老朽化した教員住宅の改修も終わることができました。歴史文化財に関して、令和5年度は、令和4年度の伊勢本街道桜峠と岩坂峠の地質調査並びに発掘調査を受けて、文化庁に対して文化財登録に向けた手続きを完了することができました。令和6年度中に、文化庁より文化財指定が承認される見通しです。最後に、旧御杖小学校の校舎校地の活用についてです。昨年9月には民間活用に向け、応募のあった2事業者から、活用に向けたプレゼンテーションを実施し審査しましたが、結果として不調となりました。旧校舎の活用については令和6年度から政策推進課に引き継がれることとなりました。最後のページに、第三者による評価を、学校運営協議会委員の山本和美さんにいただきましたので、添付させていただいております。以上、令和5年度、管理執行状況、評価についての報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、鈴木教育長より内容の説明をいただきましたので、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。以上で、日程第24報告第3号、令和5年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検、評価の報告についてを終わります。

◎散会の宣言

○議長(山岡隆良君):以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は9月17日火曜日、午前10時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

(午後12時05分散会)

(令和6年9月17日)

令和6年第3回(9月)御杖村議会定例会(第2号)

令和6年9月17日(火)

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

第1 議案第45号〔原案可決〕

令和6年度御杖村一般会計補正予算(第2号)の議定について

第2 議案第46号〔原案可決〕

令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について

第3 議案第47号〔原案可決〕

令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算(第2号)の議定について

第4 認定第1号〔原案認定〕

令和5年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について

第5 認定第2号〔原案認定〕

令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第6 認定第3号〔原案認定〕

令和5年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第7 認定第4号〔原案認定〕

令和5年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第8 認定第5号〔原案認定〕

令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第9 発委第5号〔原案決定〕

閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

第10 発委第6号〔原案決定〕

閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(7名)

議長	山岡隆良君	1番	福田麻衣子君	
	2番	寺前伊平君	4番	廣口芳弘君
	5番	葛城昌俊君	6番	古川芳明君
	8番	松岡一生君		

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

1番 福田麻衣子君 2番 寺前伊平君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
教育長	鈴木泰弘君
副村長	中嶋英樹君
総務課長	今井智君
むらづくり振興課長	片岡保昌君

産業建設課長	中村 康幸君
住民生活課長	仲子 雄史君
政策推進課長	古谷 匡敏君
保健福祉課長	川上 隆二君
会計管理者	松本 慶一君
教育委員会事務局次	古谷 依子君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

閉会 午前10時19分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(山岡隆良君):皆さん、おはようございます。本日の令和6年第3回御杖村議会定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日 の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第2号のとおりと致します。

◎議案第45号令和6年度御杖村一般会計補正予算(第2号)の議定について、議案第46号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について、議案第47号令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算(第2号)の議定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(山岡隆良君):それでは、議事に入ります。日程第1議案第45号、令和6年度御杖村一般会計補正予算第2号の議定について、日程第2議案第46号、令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定について、日程第3議案第47号、令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第2号の議定について以上の3議案につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。日程第1議案第45号、日程第2議案第46号、日程第3議案第47号について、御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。寺前委員長。

○2番(寺前伊平君):はい、議長。

○議長(山岡隆良君):寺前委員長。

○2番(寺前伊平君):それでは、予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、議案第45号から議案第47号の補正予算3件につきまして、一括して、審査の経緯と経過及び結果について報告をさせていただきます。まず、審査の経緯でございますが、去る9月5日の本会議におきまして、補正予算3件及び決算認定5件の合計8件の案件が付託されたことにより、9月12日に予算決算委員会を開催いたしました。審査の経過でございますが、各会計ごとに質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より多くの質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、補正予算3件ともに全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):寺前委員長、ご苦労様でした。これから、予算決算委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第45号令和6年度御杖村一般会計補正予算(第2号)の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。先ず、日程第1議案第45号、令和6年度御杖村一般会計補正予算第2号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第1議案第45号を、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第1議案第45号、令和6年度御杖村一般会計補正予算第2号の議定については、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第46号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第2議案第46号、令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第2議案第46号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第2議案第46号、令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第47号令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算(第2号)の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第3議案第47号、令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予

算第2号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第3議案第47号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第3議案第47号、令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第2号の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎認定第1号令和5年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和5年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第4認定第1号、令和5年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5認定第2号、令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6認定第3号、令和5年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7認定第4号、令和5年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8認定第5号、令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の5件は、各会計決算認定の案件ですので、一括議題とします。本件につきましても、予算決算委員会へ付託した案件でございます。御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。寺前委員長。

○2番(寺前伊平君):はい、議長。

○議長(山岡隆良君):寺前委員長。

○2番(寺前伊平君):それでは、認定第1号から認定第5号の各会計歳入歳出決算認定の5件につきまして、一括して、審査経過及び結果について報告をさせていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございます。審査の経過でございますが、全5会計を一括議題として、質疑を行いました。委員より多くの質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。その後、各会計ごとに討論及び採決を行い、全5会計ともに全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):寺前委員長、ご苦労様でした。これから、予算決算委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎認定第1号令和5年度御杖村一般会計歳入歳出決算の 認定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。先ず、日程第4認定第1号、令和5年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、認定です。日程第4認定第1号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第4認定第1号、令和5年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第2号令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算の認定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第5認定第2号、令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、認定です。日程第5認定第2号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第5認定第2号、令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第3号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計 歳入歳出決算の認定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第6認定第3号、令和5年度御杖村国民健康保険特別会計歳入

歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、認定です。日程第6認定第3号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程6認定第3号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第4号令和5年度御杖村介護保健特別会計歳入歳出決算の認定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第7認定第4号、令和5年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、認定です。日程第7認定第4号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程7認定第4号、令和5年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第5号令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第8認定第5号、令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、認定です。日程第8認定第5号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8認定第5号、令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり認定されました。

◎発委第5号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第9発委第5号、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員会委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第6号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

[上程、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第10発委第6号、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員会委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定によりむらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。むらづくり委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、むらづくり委員会委員長からの申し出のとおり、むらづくり委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣言

○議長(山岡隆良君):以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和6年第3回御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時19分閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長

山岡隆良

御杖村議会議員

福田麻衣子

御杖村議会議員

寺前伊平